

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江上裕子君	2 番	中川泰一君
3 番	水野忠宗君	4 番	渡辺保彦君
5 番	小宅宏君	6 番	_____
7 番	山田成利君	8 番	広瀬隆博君
9 番	乾豊君	10 番	若山隆史君
11 番	藤埴理君	12 番	中村ひとみ君
13 番	富田栄次君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	藤塚康孝君
総務課長	藤塚正博君	企画調整課長	小森俊宏君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	藤江和明君	都市計画課長	衣斐浩一君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	川瀬桂一郎君
会計管理者兼 会計課長	多賀靖君	消防主任	三輪学君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	小川裕司君
生涯学習課長	桑原和弘君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長 高木智司 書記 石川敦詞

## 4 議事日程

日程第1 議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第2 議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定について

日程第3 議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

（1）垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部改正

(2) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正

(3) 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正

日程第4 議 第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第5 議 第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正について

日程第6 議 第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正について

日程第7 議 第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議 第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議 第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議 第81号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につ  
いて

日程第11 議 第82号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第12 議 第83号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用  
等に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正

(2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部改正

日程第13 議 第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更について

日程第14 議 第85号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

日程第15 議 第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請  
願

日程第17 水道事業等に関する調査特別委員会調査中間報告書の件

日程第18 議員派遣の件

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 若山隆史議員、11番 藤埴理議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第2、議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 垂井町廃棄物処理広域化準備基金条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

- (1) 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (2) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (3) 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、議第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、議第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 垂井町火入れに関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第9、議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第81号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第10、議第81号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第81号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年8月7日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第81号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表の1ページにつきまして、御覧いただきますようお願いいたします。

改正の趣旨でございます。令和7年8月7日付の人事院勧告に伴う国の一般職の給与改定に準じ、議員各位に係ります期末手当の支給割合を年0.05月分引き上げ、これまでの年4.6月分から年4.65月分とするために、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第1条は、本年度、令和7年度の規定でございます。

本条例第5条第2項でございますが、こちら期末手当に関する規定でございます。12月分の支給割合を「100分の230」から「100分の235」に改正をし、既に支給をされております6月分の100分の230と合わせ、年間で100分の465、年4.65月分とするものでございます。

また、第2条は、来年度、令和8年度以降に関する規定でございます。

先ほど申し上げました第1条の「100分の235」、こちらを「100分の232.5」に改正をし、年間で100分の465、年4.65月分とするものでございます。

附則でございます。

この条例附則第1項では、この条例は公布の日から施行するものとした上で、第2条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものとしております。

あわせて、附則第2項では、第1条の改正後の条例の制定の規定については、令和7年12月1日から適用する旨を規定をしております。

また、附則第3項、改正前に支給をされた期末手当は、改正後の期末手当の内払いとみなす旨を規定をいたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第82号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第11、議第82号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第82号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

議第81号と同様、人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第82号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表2ページにつきまして、御覧いただきますようお願いいたします。改正の趣旨でございます。

先ほどの議第81号と同じく、さきの人事院勧告に伴う国の一般職の給与改定に準じ、特別職職員に係ります期末手当の支給割合を年0.05月分引き上げ、これまでの年4.6月分から年4.65月分とするために、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましても、先ほどの議第81号と同じく、第1条におきましては、本年度令和7年度の12月分の期末手当の支給割合を「100分の230」から「100分の235」に改正し、また第2条におきましては、来年度、令和8年度以降の6月分及び12月分の支給割合を100分の232.5とし、いずれも年間で100分の465の年4.65月分とするものでございます。

附則につきましても、議第81号と同じく、附則第1項では、この条例は公布の日から施行するものとした上で、第2条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものとし、附則第2項では、第1条の改正後の条例の規定については、令和7年12月1日から適用することとしております。

また、附則第3項は、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなす旨を規定をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第82号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第83号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正

(2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第12、議第83号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第83号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年8月7日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、給料表、期末手当及び勤勉手当等の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第83号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表3ページからでございます。

改正の趣旨につきましては、先ほどの議第81号及び議第82号と同じく、さきの人事院勧告に

準じ、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第1条、こちらは垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

本条例第9条の2は、初任給調整手当に関する規定でございますが、この第1項第1号の医師及び歯科医師である職員の手当の額を月額「41万6,600円」から月額「41万7,600円」に、また第2号の医学または歯学の専門的知識を必要とする職の手当の額を月額「5万1,600円」から月額「5万2,100円」にそれぞれ改正をするものでございます。

本条例第11条の3は、通勤手当に関する規定でございます。

第2項第2号において、自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満から片道60キロメートル以上までの距離区分の職員の通勤手当額につきまして、それぞれ引上げの改正を行うものでございます。

本条例第19条は、期末手当に関する規定でございます。

第2項では、一般職の期末手当につきまして、本年度、令和7年度分の12月の支給割合を100分の125から100分の127.5に、また第3項では定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、同様に12月分の支給割合を100分の70から100分の72.5にするために必要な改正を行うものでございます。

本条例第20条は、勤勉手当に関する規定でございます。

第2項第1号では、一般職の勤勉手当について、本年度、令和7年度分の12月の支給割合を100分の105から100分の107.5に、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、同様に12月分の支給割合を100分の50から100分の52.5とするために必要な改正を行うものでございます。

また、本条例第3条関係、別表第1の行政職給料表につきましては、議案書の2ページから6ページまで、また新旧対照表では6ページから11ページまで、それぞれ改めさせていただくものでございます。

続きまして、第2条でございます。

こちらは垂井町職員の給与に関する条例につきまして、今般の人事院勧告に基づき、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について改正するものでございます。

本条例第19条の期末手当につきましては、第2項において、一般職の期末手当の支給割合を100分の126.25に、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の71.25とし、令和8年度以降の6月分及び12月分の支給割合をいずれも同率とするものでございます。

本条例第20条の勤勉手当につきましては、第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を100分の106.25に、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の51.25とし、令和8年度以降の6月分及び12月分の支給割合をいずれも同率とするものでございます。

続きまして、第3条でございます。

垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

本条例第8条の2、第8条第2項は、特定任期付職員の期末手当、勤勉手当でございます。

先ほど御説明申し上げました垂井町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、条文を整理をさせていただきました上で、本年度、令和7年度の12月分の支給割合について、期末手当は100分の95から100分の97.5に、勤勉手当は100分の87.5から100分の90にそれぞれ改めるものでございます。

また、本条例第7条関係、別表の給料表につきましても、改めるものでございます。

続きまして、第4条でございます。

垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、令和8年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合について、期末手当は100分の96.25に、それからもう一つ、勤勉手当は100分の88.75にそれぞれ改めをさせていただき、令和8年度以降の6月分及び12月分の支給割合をいずれも同率といたすものでございます。

最後に、附則でございます。

まず、附則第5項及び附則第6項でございます。

こちらは、垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に関するものでございます。

附則第5項は、垂井町職員の給与に関する条例におきまして、一般職の令和7年度12月分の期末手当の支給割合を100分の127.5に、また勤勉手当の支給割合を100分の107.5に改正をすることに伴いまして、本条例第15条第1項、第16条の2第1項、第27条及び第28条の2の条文中の読替規定を整理をさせていただくものでございます。

この読替規定によりまして、会計年度任用職員の令和7年度12月分の期末手当の支給割合を100分の70から100分の72.5とし、また勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の52.5とするものでございます。

附則第6項は、垂井町職員の給与に関する条例において、一般職の令和8年度以降の期末手当の支給割合を100分の126.5に、また勤勉手当の支給割合を100分の106.25に改正することに伴いまして、本条例中第15条第1項、第16条の2第1項、第27条及び第28条の2の条文中の読替規定を整理をさせていただくものでございます。

この読替規定により、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の71.25とし、また勤勉手当の支給割合を100分の51.25に改めるものでございます。

戻りまして、附則第1項では、この条例は公布の日から施行をするものとした上で、第2条及び第4条並びに附則第6項の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものとしたしております。

附則第2項につきましては、第1条及び第3条の改正後の条例の規定につきましては、令和7年4月1日から適用するとしております。

附則第3項では、改正前に支給された給与は改正後の給与の内払いとみなす旨を規定をいたしております。

附則第4項は、規則への委任に関する規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第83号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第13、議第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年6月4日に、垂井町綾戸897番地の49、株式会社松栄工務店、代表取締役 大橋淳二と請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、契約内容の一部を変更する必要が生じ、契約金額を1億3,453万円から1億3,639万8,900円に変更して契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部にわたりましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更につきまして、私から補足説明をさせていただきます。

議案書と併せまして資料を御覧ください。

本工事は、垂井町垂井地内相川児童公園の北東、1級河川相川に昭和50年3月に架橋され、50年が経過しております相川橋でございますが、令和2年度に実施いたしました橋梁定期点検において、橋桁と橋脚の間に設置しております部材、支承に腐食及び防食機能の劣化、欠損等が見られ、健全性の診断で早期措置段階と判断されたことから、変状が見られましたその他箇所とともに補修工事を行うため、本年6月、議会定例会におきまして、予定価格5,000万円以上の工事となることから工事請負契約締結の議決をいただき、現在施工しております工事でございます。

工事概要でございますが、工事番号第建1号。工事名、相川橋橋梁補修工事。工事場所、不破郡垂井町垂井地内。工期は令和7年6月4日から令和8年3月31日まででございます。

工事概要としましては、橋梁補修1橋。工事請負契約金額は、税込み1億3,453万円でございます。

工事請負業者は、株式会社松栄工務店、代表取締役 大橋淳二でございます。

今回の工事請負契約の主な変更内容につきましては、本工事が河川区域内工事となることから、契約締結後、準備期間を経て非出水期となりました11月より足場を設置し、本工事補修箇所の確認を実施いたしましたところ、橋梁定期点検時で点検時及び設計時には確認できなかった新たな損傷箇所が見つかったことから、本工事において追加し、実施させていただくため、変更をお願いするものでございます。

それでは、変更内容及び増減額について説明をさせていただきます。

資料の下段を御覧ください。

工種の欄、主桁の塗装塗替工でございますが、起工測量の結果、塗装塗り替え面積に差異が生じたので、変更をお願いするものでございます。増減面積は8平方メートルの減、増減額は33万8,300円の減でございます。

続きまして、上部工、下部工の断面修復工でございますが、本工事施工に伴う事前点検の結果、新たな損傷箇所が見つかったことから、本工事において追加し、実施させていただくため、変更をお願いするものでございます。増減数量は0.59立方メートルの増、増減額は305万6,000円の増でございます。

続きまして、排水管取替工でございますが、腐食及び防食機能の劣化、欠損が見られたため、本工事において8か所V P管へ取替えを行うものでございますが、施工前の確認の結果、橋梁の桁下寸法が確保されていないことを確認しましたので、排水管寸法の変更を行うものでございます。

排水管取替え8か所につきまして、寸法を1.3メートルから1.2メートルに変更するものでござ

ございます。増減額は2万5,400円の減でございます。

続きまして、緩衝ゴム設置工でございますが、地震発生時に橋桁と橋脚、橋台の衝突による衝撃を緩和するため桁に設置されている部材でございますが、本工事施行に伴う事前点検の結果、新たに脱落・損傷箇所が見つかったことから、変更をお願いするものでございます。増減数量は5か所の増、増減額は18万円の増でございます。

続きまして、ひびわれ注入工でございますが、本工事施行に伴う事前点検の結果、ひび割れ箇所が2か所見つかったことから、本工事において実施させていただくため、変更をお願いするものでございます。増減数量は2か所、計4.5メートルの増、増減額は17万円の増でございます。

最後となりますが、仮設工でございますが、本工事は橋面下部工事のため、つり足場の設置及び撤去が必要となることから通行規制を行い、橋の上から資機材の積卸し、設置撤去を行う計画をしておりましたが、工事請負業者と施工方法について協議を行った結果、相川橋上流左岸側高水敷を利用することで、通行規制を行わず、つり足場の設置及び撤去が可能となることから、施工方法の変更に伴い、交通誘導員数の変更及び高水敷進入路養生のための敷鉄板の追加につきまして変更をお願いするものでございます。

増減額は、交通誘導員数の変更により255万3,400円の減、敷鉄板養生工の追加により138万円の増、仮設工としましては117万3,400円の減でございます。

以上の変更により、税込み186万8,900円の増額となり、工事請負契約金額につきましては変更前、税込み1億3,453万円、変更後、税込み1億3,639万8,900円となることとでございます。

なお、工期の変更はございません。

以上、議第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更についての補足説明とさせていただきます。

御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第84号 相川橋橋梁補修工事請負契約の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第85号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第14、議第85号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第85号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,924万8,000円を追加し、予算総額を111億884万9,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、給与改定及び職員の異動等に伴い、人件費の補正をお願いいたすものでございます。また、歳入につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第85号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第7号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,924万8,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億884万9,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧いただきますようお願いをいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、給与改定及び職員異動に伴います人件費の補正をお願いをいたすものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては、給与改定等に伴いまして給料で445万5,000円、職員手当等で420万6,000円の増額を。

項2徴税費、目1税務総務費では、給料で62万9,000円、職員手当等で54万2,000円の増額を。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、給料で433万円、職員手当等で233万円、共済費で122万8,000円の増額を。

目5 老人福祉費では、給料で27万5,000円、職員手当等で15万1,000円、共済費で7万5,000円の増額を。

項2 児童福祉費、目2 児童福祉施設費では、給料で66万1,000円、職員手当等で38万1,000円、共済費で14万9,000円の増額を。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費では、給料で24万9,000円、職員手当等で16万9,000円、共済費で16万9,000円の増額を。

目6 保健センター費では、給料で181万3,000円、職員手当等で102万2,000円、共済費で41万7,000円の増額を。

項2 清掃費、目1 清掃総務費につきましては、給料で110万5,000円、職員手当等で43万5,000円、共済費で13万4,000円の増額を。

目3 塵芥処理費におきましては、給料で11万7,000円、職員手当等で4万2,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

款7 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費におきましては、職員の異動等に伴いまして、給料で300万円、職員手当等で100万円、共済費で100万円、それぞれ減額をお願いをいたすものでございます。

款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費につきましては、給与改定に伴いまして、給料で8万5,000円、職員手当等で24万円の増額を。

項5 住宅費、目1 住宅管理費では、給料で12万8,000円、職員手当等で14万2,000円、共済費で12万2,000円の増額を。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費では、給料で94万5,000円、職員手当等で74万1,000円、共済費で14万3,000円の増額を。

項5 社会教育費、目6 文化会館費では、給料で25万2,000円、職員手当等で12万8,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

目10 タルイピアセンター費におきましては、職員の異動等に伴いまして、給料で400万円、職員手当等で50万円、共済費で50万円、それぞれ減額をお願いをいたすものでございます。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費では、給与改定に伴いまして、給料で47万2,000円、職員手当等で53万7,000円、共済費で22万9,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

戻りまして、5ページ、歳入につきまして御説明申し上げます。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金でございます。収支の均衡を図るため、1,924万8,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

なお、10ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第85号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第15、議第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 中村真木子氏の任期が令和8年3月6日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第16 請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する  
請願

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第16、請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長報告を求めます。

総務産業建設委員長 富田栄次議員。

〔総務産業建設委員長 富田栄次君登壇〕

○総務産業建設委員長（富田栄次君） ただいま議題となりました請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本請願は、本定例会第1日の会議において、本委員会に付託された後、12月5日に委員会を開催し、請願の趣旨及び請願事項について慎重に審査をいたしました。採決の結果、本委員会といたしましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、不採択とすべきものと決定した理由は次のとおりです。

核の悲惨さは私たちが十分に理解しているところであり、核兵器の不使用や廃絶は世界平和を希求する上で不可欠な課題である。他方、核兵器禁止条約については、いずれの核保有国も署名していない状況に加え、核兵器保有国が非核兵器保有国に対して核兵器の使用をほのめかす事態も顕在化している。

このような国際的緊張の高まりや周辺国の核兵器開発、軍事的脅威の中、日本国が現実的な安全保障の取組を進めている点も考慮すれば、今後の国の動向を注視する必要がある、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（広瀬隆博君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[挙手する者あり]

委員長報告が不採択のため、まず、原案に対する賛成討論の発言を許可します。

討論は賛成ですか。

[「賛成です」と呼ぶ者あり]

では、5番 小宅宏議員。

○5番(小宅 宏君) 5番 小宅宏です。

私は、請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願の紹介議員として、請願第2号に対する賛成討論を行います。

垂井町非核平和都市宣言に関する決議。世界の核をめぐる情勢はますます緊迫の度合いを強め、全世界の人々に新たな脅威と不安を与えている。このことは、平和を愛する人類の悲願に反するものである。

ここに、垂井町は、戦争放棄の日本国憲法の原理に基づき、安全で住みよいまちづくりを実現する立場から、非核三原則を堅持し、あらゆる国の核使用に反対するとともに、世界の恒久平和の達成を目指し、垂井町非核平和都市宣言を決議する。1987年12月22日、岐阜県垂井町議会。

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議。また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、垂井町非核平和都市宣言を決議している本議会としても、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいかない。

あわせて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け全力を尽くすことを要請する。以上、決議する。2022年3月8日、岐阜県垂井町議会。

今年は、被爆80年。日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が昨年ノーベル平和賞を受賞しました。被爆の実相、核兵器の非人間性を語り続け、核兵器全面禁止を求める国際的なうねりをつくる原動力となった活動が評価されたのです。

そして、核兵器使用の現実の危険が高まる中、核兵器禁止条約が重要な役割を増しています。現在、署名国は国連加盟国の過半数を超える99か国、批准は74か国に達し、公式に賛成表明をした国を加えると143か国、国連加盟国の70%を超え、国際法として堂々たる地位を占めています。

高市政権は、日本の国是である非核三原則、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませぬを敵視し、見直しをしようとしています。

非核三原則は、1971年以来、6回にわたって国是として堅持するとの国会決議が全会一致でされてきた日本の国際公約であり、唯一の戦争被爆国であることのアかしです。一内閣の判断で変更できるようなものではありません。

高市政権の非核三原則見直しの動きに、広島、長崎の県知事、市長が堅持を求め、ノーベル平和賞受賞団体である日本被団協、日本原水爆被害者団体協議会は、被爆者は日本に核兵器が持ち込まれ、核戦争の基地になることも、核攻撃の標的になることも許すことができないと抗議の声を上げています。

唯一の戦争被爆国である日本政府は、締約国会議へのオブザーバー参加も拒否し、条約に背を向け続けています。アメリカの核抑止力、核の傘に依存し、日米一体で強化しているからです。しかし、広島、長崎の惨禍の非人間性を認めながら、核兵器の使用を前提とした核抑止政策を取ることは根本的に矛盾します。それはまた、全人類の安全を危険にさらすものです。

核軍拡競争をつくり出し、仮に抑止が破綻した場合、全世界にとって取り返しのつかない大災厄をもたらします。核抑止論から脱却し、核兵器禁止条約への参加を決断すべきです。唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶の先頭に立つことを求めます。

議員の皆さん、草の根から平和の声を上げましょう。2つの垂井町議会の決議に学ばれることをお願いしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 続いて、原案に対する反対討論の発言についても許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、これを不採択とすべきものとなっております。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

---

日程第17 水道事業等に関する調査特別委員会調査中間報告書の件

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第17、水道事業等に関する調査特別委員会調査中間報告書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

水道事業等に関する調査特別委員会の調査中間報告を求めることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、水道事業等に関する調査特別委員会の調査中間報告を求めることに決定しました。

これより委員長の報告を求めます。

水道事業等に関する調査特別委員長 若山隆史議員。

○水道事業等に関する調査特別委員長（若山隆史君） ただいま議題となりました水道事業等に関する調査特別委員会における調査中間報告について御報告申し上げます。

本委員会は、令和7年3月21日に開催されました令和7年第1回定例会において設置され、水道事業等に関する調査が付託され、これまで水道事業や汚水処理等の見直し検討に必要な情報を精査し、将来的な方向性について協議・研究を重ねてきました。

このうち、執行部から示された公共下水道区域の見直しに関しては、本委員会として令和7年7月16日開催の第3回委員会、9月18日開催の第4回委員会、11月13日開催の第5回委員会において、それぞれ現在の状況や今後の方向性について、所管課である上下水道課より聞き取りを行い、集中的に調査及び協議を行いました。

ここに、本委員会としての町の汚水処理に対する検討結果等を、委員会内で寄せられた意見や主な論点を基に中間報告するものであります。

1. 長期的視点に立った事業運営について。

今後、公共下水道事業は、管路や汚水処理施設の老朽化、維持管理費の増大に加え、人口減少の深刻化といった複合的な課題に直面することが予想されています。一方で、水環境の保全を通じた環境負荷の早期軽減は本質的な課題であり、事業の着実な推進が求められています。

こうした状況にあっては、公共インフラとしての下水道の重要性を改めて認識するとともに、持続可能性を確保するための事業の在り方を再構築する必要があり、将来世代への負担を十分に考慮し、適正な将来像を具体的に明確化していくことが大変重要であります。

2. 区域の見直しに伴う公平性の確保について。

町は、今回の公共下水道区域の見直しに併せて合併処理浄化槽設置に関する補助制度の拡充を検討し、公共下水道事業の受益者と合併処理浄化槽設置者との公平性確保に配慮しています。

公平性の確保は、町民の信頼を得るための最も重要な要素の一つであります。維持管理費を含めて、民間事業者の動向も十分に注視しつつ、今後も公平性に留意した対応が必要であります。

3. 町民への懇切丁寧な説明について。

これまで本町が町内全域を公共下水道で整備する方針を打ち出してきた経緯を踏まえ、今回の区域見直しを実施される場合には、特に公共下水道未整備区域の町民の方々に対し、見直しの必要性や今後の対策について懇切丁寧に説明していくことが求められます。

4. 独立採算性の確保について。

公共下水道事業は、公営企業会計として独立採算性が求められていることから、将来の財政

見通しを踏まえた事業執行を心がけ、国債や県費を十分に活用しながら、使用料収入や維持管理費の適正化に努め、未接続者への積極的な接続誘導を図るなど、安定した経営基盤の確立に向けた取組を強化していく必要があります。

以上の論点を踏まえ、執行部におかれましては、本報告に対して適切な措置を講じられ、公共下水道事業が将来にわたって持続可能で、町民にとって公平かつ受容性の高い事業となることを強く期待し、中間報告といたします。

○議長（広瀬隆博君） これをもって、水道事業等に関する調査特別委員会の調査中間報告を終わります。

---

#### 日程第18 議員派遣の件

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 若 山 隆 史

会議録署名議員 藤 埴 理